

事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)	
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	3	働きながら子どもを産み育てることを容易にする雇用環境を整備すること
	I	育児・介護休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境を整備すること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)
<p>企業規模が300人未満の企業における職場風土の改善を図ることを目的として、「育児・介護雇用安定等助成金 (両立支援レベルアップ助成金)」において、「職場風土改善コース (仮称)」を創設し、職場風土改善に計画的に取り組み、育児休業制度等を取得しやすい環境整備を行う事業主を支援することにより、労働者が仕事と家庭を両立して働き続けられる職場環境整備を図る。</p> <p>職場風土改善コース (仮称) の概要</p> <p>ア 支給要件</p> <p>職場風土改善のための取組計画を自ら策定し、同計画に基づき、以下の (ア) 及び (イ) の事項に取り組む事業主 (20代及び30代の両立世代の常時雇用する労働者の数が50人以上でかつ常時雇用する労働者数300人以下) に対して助成金を支給。</p> <p>(ア) 必修取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i 企業トップによる方針の明確化及び内外への発信 ii 管理職層への研修の実施 iii 両立支援制度の従業員への周知徹底 <p>(イ) 選択取組事項</p>

- i 勤務体制や仕事の進め方の見直し
- ii 育児参加しやすい勤務時間等の雇用管理
- iii 多様な働き方の推進
- iv 評価制度の確立
- v 従業員の意識改革

イ 助成額

- ・職場風土改善のための取組計画を事業主自らが策定し、アの(ア)及び(イ)の事項に取り組んだ場合
- ・1年目に成果が上がった場合、50万円を支給(両立指標の点数の向上)
- ・2年目にさらに成果が上がった場合に50万円を支給(両立指標の点数の向上)
ただし、2年間に渡る取組の結果、育児休業取得率や両立指標の得点の向上等の顕著な成果が把握された事業主に対しては2年目に100万円を支給する。

予算概算要求額					(単位：百万円)
H15	H16	H17	H18	H19	
2,803	2,640	2,402	2,287	2,608	(150)

(3) 問題分析

①現状分析

人口減少社会を迎える中、労働者が意欲と能力を發揮して働き続けることができる社会の実現のため、仕事と家庭を両立しながら安心して働き続けられる環境整備を進めることは、重要な課題である。しかし、特に、女性の育児休業取得率は企業規模が大きいほど高く、従業員300人以上では80%であるのに対し、300人未満では60%台となっており、企業規模により、かなりの格差がみられる。[厚生労働省「女性雇用管理基本調査(平成15年度)より」]

また、育児休業取得可能な男女労働者について、育児休業を利用できたのに取得しなかった理由を見ると、「職場への迷惑がかかるため」、「職場が育児休業を取得しにくい雰囲気であったため」といった理由が多くなっており、多くの労働者が育児休業を取得しようとする際に、職場環境の影響を受けている実態がみられる。[ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する研究会報告書(平成15年)より」]

②問題点

企業において育児休業をはじめとした両立支援制度が整備されていても、主に職場環境の要因から、実際には制度の利用が進んでおらず、希望するもの全てが仕事と家庭を両立しながら安心して働き続けられる環境が整っていない。

③問題分析

特に中小企業において、従業員が両立支援制度を利用しやすい職場風土に改善すべく、企業トップのイニシアティブのもとに、管理職の意識改革等に計画的に取り組むことを促していく必要がある。

④事業の必要性

両立支援制度を利用しやすい職場風土改善への取組に対して、助成金を支給することにより、中小企業におけるこれらの取組が促進され、希望するもの全てが仕事と家庭を両立しながら働き続けられる職場環境整備が図られることとなる。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期		実施以降随時効果の発現が見込まれる				
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
・職場風土改善コース (仮称)の支給件数						
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
・職場風土改善コース (仮称)の支給額						
(説明)		(モニタリングの方法) 業務報告により把握。				

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無 (主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
(理由) 企業においては、希望する者すべてが安心して育児休業等両立支援制度を利用できる職場環境となるよう取り組む必要がある。しかし、民間に任せたままでは、なかなか職場風土の改善まで取組が進んでいないことから、企業における取組を促すため行政が関与する必要がある。	
国で行う必要性の有無 (主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業は、国において行うべき重要施策である仕事と家庭の両立支援施策であり、また、全国的に必要であることから、本事業は国が実施することが適当である。	
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
(理由) 本事業は、育児・介護休業法に基づき、子を養育する労働者の雇用の継続等を図るための給付金の支給業務を行うこととされている(財)21世紀職業財団に実施させることとしている。	
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(理由) 人口減少社会を迎える中、少子化対策としても、また、労働力人口減少への対応としても、労働者とその意欲と能力を十分に発揮しながら働くことができる環境を整備するため、仕事と家庭の両立支援策の推進や働き方の見直しが非常に重要な課題となっている。 特に、中小企業を中心として、両立支援制度の利用を阻害する職場風土を改善することは、仕事と家庭の両立支援策を進める上で、緊急を要する課題であり、本事業の緊要性は極めて高いものと考えられる。	

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
〈投入〉 従業員300人以下の中小企業における職場風土改善の取組に対して助成金を支

給。
↓
〈結果〉 職場風土の改善により、育児休業等の両立支援制度の利用が進む。
↓
〈成果〉 仕事と家庭を両立しながら安心して働き続けられる職場環境を実現。 育児休業等の取得しやすい環境を実現することにより、少子化対策にも寄与する。
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
中小企業において、育児休業等の両立支援制度の利用が促進され、労働者の職業生活と家庭生活の両立がしやすい職場環境が整備されることが見込まれる。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
なし。

(3) 効率性

手段の適正性	
当該事業を行わない場合、企業において、育児休業等の両立支援制度を利用しにくい職場風土の改善に向けたインセンティブが働かず、仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備がなかなか進まないことが想定される。	
したがって、新たな助成制度を創設することにより、企業における職場風土改善の取組への誘因となり、仕事と家庭を両立しながら働き続けられる職場環境の実現が期待できるため、手段として適正である。	
費用と効果の関係に関する評価	
本事業の経費は、育児休業制度等の両立支援制度を利用しにくい職場風土の改善を図るための必要経費であり、この費用の一部を国が負担することにより、仕事と家庭を両立しながら安心して働き続けられる職場環境の整備が促進され、少子化や労働力人口減少への対応において重要な課題である、労働者がその意欲と能力を十分に発揮しながら働くことができる社会の実現という大きな効果が得られるものである。	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(有の場合の整理の考え方)	

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成 19 年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「新しい少子化対策について」（平成18年6月少子化社会対策会議決定）において、「仕事の進め方の再構築や代替要員の活用など、特に中小企業における子育て支援の充実を図る。」とされている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。